大阪府の最低賃金

令和８年１０月１日から

時間額 1,231円

厚生労働省

☑使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課
TEL　06-6949-6502
もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金制度のマスコット　チェックマん

最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 ≧ 最低賃金額
② 日給制の場合	日給 ÷ １日の平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額
③ 月給制の場合	月給 ÷ １年間における１か月平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 ÷その期間に出来高制によって労働した総労働時間 ≧ 最低賃金額
①～④が混在	各賃金の１時間あたりを算出し合計した額 ≧ 最低賃金額



最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
② １か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

最低賃金に関する特設サイトもご覧ください。



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**
TEL:0120-068-116 受付:平日9:00～17:00



どの支援が合うか迷ったら、『**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**』に相談してみてね！

◆業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。

【問合せ先】
・**業務改善助成金コールセンター**
・**TEL:0120-366-440**



◆中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

【問合せ先】
・**中小企業税制サポートセンター**
・**TEL:03-6281-9821**



◆中小企業省力化投資補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

【問合せ先】
・**中小企業省力化投資補助事業コールセンター**
・**TEL:0570-099-660**



◆キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。
また、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

【問合せ先】
・**大阪労働局職業安定部雇用保険課助成金センター**
・**TEL:06-7669-8900**



◆働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

【問合せ先】
・**大阪労働局雇用環境・均等部企画課**
・**TEL:06-6941-4630**



◆デジタル化・AI導入補助金

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

【問合せ先】
・**デジタル化・AI導入補助金事務局**
・**TEL:0570-666-376**





◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

